

能美市離職者等正規雇用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により、採用内定を取り消された学生や解雇された者等を正規雇用労働者として新たに雇用した事業者に対し、予算の範囲内で能美市離職者等正規雇用支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 離職者等 新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、令和2年2月25日から令和4年3月31までの日に解雇等をされた者をいう。
- (2) 解雇等 次のいずれかに該当する者
 - ア 採用内定の通知を受けた者が、当該採用内定の通知をした者の都合により当該採用内定を取り消されること。
 - イ 事業主に直接雇用されている労働者が、事業者の都合により解雇(解雇とみなされる雇止めを含む。)され、又は期間の定めのある労働契約の途中解除により離職すること。
 - ウ 労働者派遣契約により、事業主に役務の提供を行っている労働者が、当該事業主の都合による労働者派遣契約の途中解除により離職すること。
- (3) 正規雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇(その雇用する事務所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されていること等長期雇用を前提とした待遇をいう。以下同じ。)を受けている労働者をいい、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は1週間の所定労働時間が短い労働者を含む。
- (4) 事業者 市内に本店又は事業所を有する法人又は個人をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対し交付する。

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの日において、継続して3箇月以上本市に住所を有する離職者等（以下「対象労働者」という。）を正規雇用労働者として雇用（以下「正規雇用」という。）をした事業者
- (2) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を完納していること
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者については、補助対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業その他市長が不相当と認める事業を行う事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者
- (3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を営んでいる事業者
- (4) 国、県又は市が出資による権利を有する事業所の事業者
- (5) 対象労働者を正規雇用した日（以下「雇用日」という。）の直前3年の間に、当該対象労働者と雇用、請負若しくは委任の関係にあった事業者又は出向、派遣、請負若しくは委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業者（ただし、国のトライアル雇用助成制度に係る雇用関係を除く。）
- (6) 雇用日の前日から過去1年間に、対象労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業者
- (7) 対象労働者が、雇入れ事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族をいう。）である事業者
- (8) 対象労働者に支払った賃金（休業手当を除く。）が他の助成制度の対象で、

その制度の助成を受けている事業者

(9) その他市長が不相当と認める事業者

(補助金の交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、次のとおりとする。

(1) 雇用日の直後の賃金締切日の翌日（雇用日が賃金締切日のときは当該雇用日の翌日、賃金締切日の翌日のときは雇用日）から起算した最初の3箇月とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、次のとおりとする。

(1) 対象労働者1人につき、交付対象期間に支払った賃金（休業手当を除く。）の月額額の2分の1に相当する額（この額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、限度額は10万円とする。

(補助金の交付申請及び実績報告書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付対象期間の始めから起算して3箇月を経過した日から3箇月以内（3箇月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内）に能美市離職者等正規雇用支援事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号、以下「申請書」という。）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(2) 前項に掲げる必要書類のうち、他の方法により確認ができるものについては、添付を省略することができるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定通知書の通知)

第7条 市長は、交付申請書及びその添付書類を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に能美市離職者等正規雇用支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、能美市離職者等正規雇用支援事業補助金請求書様式第3号(第8条関係)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、対象者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合、
交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から適用する。